

行 動 計 画

【一般事業主行動計画】

職員が仕事と子育てを両立でき、子育てに関われるように働き方の見直しを目指す。下記の行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

(5 年間)

2. 内 容 : 下記に記載

【目標】

ワーク・ライフ・バランス向上の為、所定外労働時間の削減と主に月 20 時間以上の所定外労働を無くし、子育てに関われる時間を増やす。

【対策】

所定外労働が月 20 時間以上の職員については「時間外勤務時間発生及び、削減検討報告書」を所属長が作成し、原因分析を行い今後の対策をする。

* 「時間外勤務発生及び削減検討報告書」

一か月間に所定外労働が 20 時間以上の職員リストと要因を記入。時間外発生原因と今後の対応策を検討する。

部署内で検討し(看護部は師長・主任の話し合いが必須)責任者が記入する。